



保発第0522005号  
平成21年5月22日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



### 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が本日公布、施行されたところである。

この政令改正は、本年10月1日から開始を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度と一体の緊急の少子化対策としての措置であるが、その趣旨及び主な内容並びに留意点は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知については、雇用均等・児童家庭局と調整済みであることを申し添える。

### 記

#### 第一 改正の趣旨及び内容並びに留意点

本改正は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等に規定する出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものであること。

国民健康保険の保険者においても、当該改正の趣旨及び内容を踏まえ、適切に対応すること。

#### 第二 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設

このたびの緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、本年10月1日からの支給額の引上げと併せ実施することとする。

実施に当たっては、別途通知する実施要綱に基づき、制度の運用に遺憾なきを期されたいこと。なお、厚生労働省においてリーフレットや、母子健康手帳に貼付することができる周知広報用シールの作成等を予定しているところであること。

また、今般の出産育児一時金制度の見直しと妊婦健診制度の公費負担の拡充は、一連の少子化対策として行われるものであるため、市町村の国民健康保険担当部局・母子保健担当部局で相互に連携した周知広報を行うこと。

### 第三 出産育児一時金等の今後の在り方についての検討

第一及び第二における緊急的な対応策は、ともに平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置であるが、平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しているものであること。